



令和 7 年 9 月 2 日

三 重 労 働 局 長
石 田 聡 殿

三重地方最低賃金審議会
会長 西 川 昇 吾

特定（産業別）最低賃金の改正決定の必要性の有無について（答申）

当審議会は、令和 7 年 7 月 28 日付けをもって最低賃金法第 21 条の規定に基づき貴職から諮問のあった、下記 1 から 4 の特定（産業別）最低賃金の改正決定の必要性の有無について、慎重に審議した結果、下記 1 及び 4 の特定（産業別）最低賃金について改正決定することを必要と認めるとの結論に達したので答申する。

記

- 1 三重県電線・ケーブル製造業最低賃金
- 2 三重県一般機械器具製造業最低賃金
- 3 三重県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金
- 4 三重県建設機械・鉱山機械製造業、自動車・同附属品製造業、船舶製造・修理業、船用機関製造業、産業用運搬車両・同部分品・附属品製造業、その他の輸送用機械器具製造業最低賃金



令和7年9月2日

三重労働局長
石田 聡 殿

三重地方最低賃金審議会
会長 西 川 昇 吾

特定（産業別）最低賃金の改正決定の必要性の有無について（答申）

当審議会は、令和7年7月28日付けをもって最低賃金法第21条の規定に基づき貴職から諮問のあった、下記1から4の特定（産業別）最低賃金の改正決定の必要性の有無について、慎重に審議した結果、下記2及び3の特定（産業別）最低賃金について改正決定する必要性について、全会一致に至らず、必要性有りとの結論に達し得なかったので答申する。

記

- 1 三重県電線・ケーブル製造業最低賃金
- 2 三重県一般機械器具製造業最低賃金
- 3 三重県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金
- 4 三重県建設機械・鉱山機械製造業、自動車・同附属品製造業、船舶製造・修理業、船用機関製造業、産業用運搬車両・同部分品・附属品製造業、その他の輸送用機械器具製造業最低賃金